

商品量目制度

1. 目的

商品を計量して販売する場合には正確に計量することが基本。しかし、計量を行う場合にある程度の誤差が生じてしまうことがある。

食品、日用品等の消費生活関連物資であって、相当程度計量販売が行われている商品を計量して販売する場合、一定誤差の範囲内（量目公差）で計量を行うことを義務づけて、適正な計量の実施を図ることを目的としている。

2. 根拠条文

計量法第11条～第15条

3. 制度の概要

計量法第12条により、特定の商品とその特定物象量を法定計量単位で示して販売するときは、量目公差を超えないことを販売者に義務づけている。また計量法第13条により、販売する特定の商品を密封するときは、その容器又は包装に内容量を表記することを義務づけている。

4. 見直しの契機

昭和45年 量目公差を原則として%に改正

平成49年 密封商品販売業者への正味量表記義務の強化

平成4年 密封商品の指定、商品実態に合わせた指定商品の見直し、量目公差を3区分（質量2，容量1）に統合・簡素化、取締方法を改善
勧告 公表 改善措置命令 罰則に